

仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会設置要綱

(平成29年11月28日市長決裁)

(設置)

第1条 仙台市役所本庁舎の建て替えの基本的な方向性を示す仙台市役所本庁舎建替基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 新庁舎のコンセプト、建替場所、建替の事業手法、機能及び規模に関すること
- (2) 新庁舎の整備方針に関すること
- (3) その他基本構想に係る必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、防災、環境、福祉、まちづくり又は建築に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政局理財部本庁舎建替準備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年11月28日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本構想の策定の日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年3月23日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。